

社会経済情勢の変化を把握するための経済指標等

全国家計構造調査実施時点以降の社会経済情勢 の変化の反映方法に係る検討課題について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証や検討課題の議論等（詳細は次頁以降）を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。

1 生活扶助基準本体（第 1 類・第 2 類）の検証

全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

(1) 水準（高さ）の検証

(2) 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

2 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

令和 6 年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

3 消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する検証手法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収第 1 ・ 十分位が適当かどうかの確認を含む。

4 その他の扶助・加算の検証

その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

※ 具体的な生活保護基準については、本部会での上記検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行うが、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行う。

今後の生活保護基準部会のスケジュール（案）

第52回社会保障審議会生活保護
基準部会 令和7年6月24日
(赤枠追記)

	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）
議題(案)	<7～12月頃> ○令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法 ・必要な消費データの充実・活用についての議論 ・各種指標による推移の確認 ・社会経済情勢の変化を把握する指標について議論 ○消費実態による検証を補完する方法 ・家庭の生活実態・生活意識の調査結果等による生活の質の分析の精緻化に向けた議論	<4～6月頃> ・基準検証の方針の確認 <7～12月頃> ・令和6年全国家計構造調査等を用いた検証 ・社会経済情勢の変化の反映方法の議論 報告書とりまとめ

※1 本スケジュール（案）は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得る。

※2 検証に用いる令和6年全国家計構造調査の調査票情報は、令和7年12月（予定）に同調査の結果が公表された後、速やかに二次利用ができるよう総務省統計局と調整を行っている。

2. 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

第52回社会保障審議会生活保
護基準部会令和7年6月24日

資料4

検討事項（案）：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っている。
- 令和5年度見直しでは、本部会の令和4年検証結果を反映することを基本としつつ、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算する等、当面2年間（令和5～6年度）の特例的・臨時的な措置を実施した。
- 令和7年度の見直しにおいても、令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算する等、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施することとした。
- 令和4年検証の報告書においても、「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」とされ、検証結果を踏まえる上での留意点として、検証時点からの社会経済情勢の変化が挙げられていた。
- 今後の生活扶助基準の見直しに当たっては、一般低所得世帯の消費実態等に関するデータの充実に取り組み、当該データを活用して検討を行うこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。」とされている。

⇒ 今回の検証に用いる予定の令和6年（2024年）全国家計構造調査の調査時点から、検証作業のとりまとめ時点までの消費実態等の社会経済情勢の変化をどのように捉えるか。その際、一般低所得世帯の消費データについて、具体的にどのような情報の充実が必要となり、その充実・活用の方法として具体的にどのような手法をとることが考えられるか。

２．調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

第52回社会保障審議会生活保護基準部会令和7年6月24日

資料 4

検討事項（案）：令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－４ 新型コロナウイルス感染症による影響等

- 令和元年以降の新型コロナウイルス感染症による影響や足下の物価上昇等を含むこうした社会経済情勢の変化については、2019年全国家計構造調査による検証結果に、令和3年にかけての動向を確認した家計調査等の経済指標により機械的な調整を加えて消費実態との均衡を評価することは難しいと考えられるが、足下の実態を捉えるにあたって考慮しなければならない重要な事項である。

Ⅲ－６ 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証結果の総括及び留意点

- 加えて、生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。

第52回基準部会における委員からの主な意見 (調査実施時点以降の社会経済情勢の反映方法に関する内容)

- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法と消費実態による検証を補完する方法について、現下の物価上昇に関連して、基準部会で使われるマクロデータというのは一定の期間に限定されて検証するため、それを補完するような検証が重要となる。
また、賃金上昇又は物価上昇を含めた消費支出との関係の中で、一般低所得世帯と生活保護基準の関係をどう考えるか。相対化するだけでなく、絶対的な最低生活ということを考えたときに絶対的な基準があるのではないかという点について、中位所得の方々の水準と比較検討も含め検討する必要があるのではないか。
- 令和6年全国家計構造調査について、検証後適用されるのは2027年（令和9年）以降になり、3年ほどラグがある。現状、全国家計構造調査の第1・十分位に合わせて基準を見直すということは、日本人の平均的な家計の消費水準の変化と、物価の変化を同時に調整する体系になっており、物価の変動が小さい場合にはラグが3年ぐらいあるというのは、それほど大きな問題ではないと言えたが、現状は足元だと2%とか3%という物価インフレ率があるため、3年のラグというのは、やはり無視できないインパクトがある。また、インフレ率以外の情勢の変化のようなものは反映・検討する予定があるか。
- 部会のスケジュール案において、「調査時点から検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法」の検討課題について、「各種指標による推移の確認」との記載があるが、各種指標については参考までに追加できるようなものがあるか、徹底的にみておく必要がある。
- 諸外国での公的扶助の水準をどう決定しているのかという調査があれば、それを参考にすることも可能ではないか。
- 昨今のCPI上昇は、食品、電力、ガスとか、基礎的な品目の上昇が大きくなっているため、低所得世帯への負荷が大きい可能性がある。例えばCPIを総合だけではなくて、低所得者世帯の消費構造を配慮しながら、低所得CPI的な参考値を計算すると参考になるのではないか。
また、社会保障生計調査について、消費構成など2024年（令和6年）以降の数字を可能な範囲で確認してはどうか。

足下の経済変動を把握するための経済指標

- 足下の社会経済情勢の変化を定期検証の結果と合わせて反映する際の論点案……P 9
- 消費・物価・賃金に関する主な統計調査（基幹統計）等の概要…… P 10
- 消費支出の推移…… P 11～ P 18
- 消費者物価指数の推移…… P 19～ P 21
- 賃金の推移…… P 22

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の社会経済情勢の変化を定期検証の結果と合わせて反映する際の論点案

【論点案】

- ① 令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの経済情勢の変化をどのように捉えるか。
 - ・ 定期検証との連続性、整合性を踏まえると、一般低所得世帯の消費データを参照することが基本となることが考えられるが、消費データとしてはどのような指標を参照することが考えられるか。
 - ・ 消費データ以外の経済指標としては、物価や賃金が考えられるが、消費データ以外の経済指標について、どのような指標をどのような考え方で参照することが考えられるか。
- ② 経済指標により把握される経済情勢のほか、生活扶助基準の改定に当たって参酌すべき社会経済情勢とはどのようなものがあるか。例えば、感染症の感染拡大や、生活保護受給者を含めて実施される物価高対策（低所得世帯向けの給付金や電気・ガス代の補助など）の実施状況が考えられるが、その他、足下の社会経済情勢の変化を定期検証の結果と合わせて反映するにあたって考慮すべき要素は、何かあるか。

消費・物価・賃金に関する主な統計調査（基幹統計）等の概要

○ 消費・物価・賃金に関する主な統計調査（基幹統計）等の概要は以下のとおり。

調査名	調査頻度	目的・性格	調査対象	調査事項等	直近の調査時期
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	約40,000世帯（基本調査）	日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況 等	令和6年（2024年）10～11月
家計調査（総務省）	毎月	国民生活における家計収支の実態・動向を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。	約9,000世帯	日々の家計上の収入及び支出、世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項、貯蓄・負債の保有状況 等	・令和7年（2025年）8月 ・令和6年（2024年）平均
消費者物価指数（総務省）	毎月	全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもの。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。	消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象とする（ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金については、対象から除外する。）。	品目別価格指数、中分類指数、月次／年次、前年比 等	・令和7年（2025年）8月 ・令和6年（2024年）平均
毎月勤労統計調査（厚生労働省）	毎月	雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国的変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とする。	○第一種事業所（常用労働者を常時30人以上雇用する事業所）のうち、全国調査 約15,000事業所 ○第二種事業所（常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所）のうち全国調査 約18,000事業所 等	常用労働者やパートタイム労働者の異動状況、労働者数、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額、特別に支払われた給与額、特別に支払われた給与の名称別金額 等	・令和7年（2025年）8月 ・令和6年（2024年）平均 10

家計調査による消費支出の推移①

○ 家計調査で、2人以上世帯のうち勤労者世帯の消費支出をみると、年収分位別に大きく傾向は変わらない。

《2人以上勤労者世帯 年収階級：全年収階級》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755	325,137
指数	100.0	94.4	95.6	99.0	98.4	100.4
対前年比	-	-5.6%	1.2%	3.6%	-0.6%	2.0%
生活扶助相当支出（円）	243,976	232,135	231,205	241,537	241,440	246,732
指数	100.0	95.1	94.8	99.0	99.0	101.1
対前年比	-	-4.9%	-0.4%	4.5%	0.0%	2.2%
集計世帯数	4,021	4,001	4,024	3,986	3,924	3,939

《2人以上勤労者世帯 年収階級：第1・五分位》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	230,660	227,107	221,435	228,551	228,815	232,840
指数	100.0	98.5	96.0	99.1	99.2	100.9
対前年比	-	-1.5%	-2.5%	3.2%	0.1%	1.8%
生活扶助相当支出（円）	173,393	169,987	166,288	171,341	176,614	180,678
指数	100.0	98.0	95.9	98.8	101.9	104.2
対前年比	-	-2.0%	-2.2%	3.0%	3.1%	2.3%
集計世帯数	867	851	828	871	844	846

《2人以上勤労者世帯 年収階級：第1・十分位》

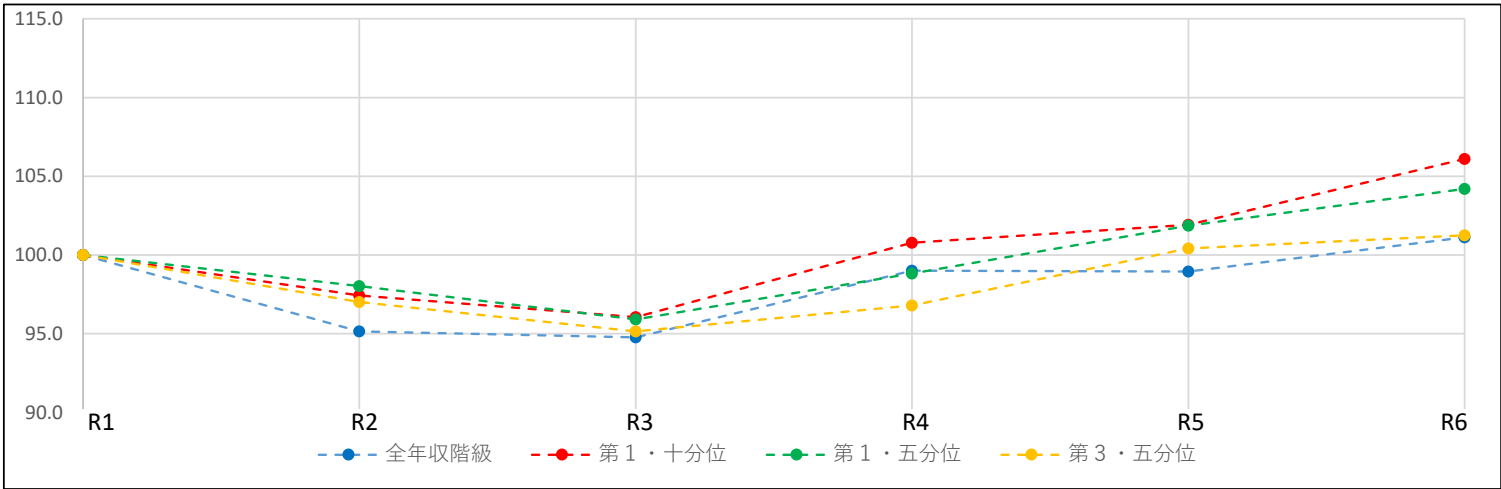
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	213,050	211,104	211,313	216,995	212,338	217,674
指数	100.0	99.1	99.2	101.9	99.7	102.2
対前年比	-	-0.9%	0.1%	2.7%	-2.1%	2.5%
生活扶助相当支出（円）	160,871	156,730	154,534	162,125	163,960	170,674
指数	100.0	97.4	96.1	100.8	101.9	106.1
対前年比	-	-2.6%	-1.4%	4.9%	1.1%	4.1%
集計世帯数	439	450	421	436	432	422

《2人以上勤労者世帯 年収階級：第3・五分位》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	307,315	295,441	288,273	293,834	306,598	312,597
指数	100.0	96.1	93.8	95.6	99.8	101.7
対前年比	-	-3.9%	-2.4%	1.9%	4.3%	2.0%
生活扶助相当支出（円）	231,046	224,150	219,837	223,640	232,014	233,940
指数	100.0	97.0	95.1	96.8	100.4	101.3
対前年比	-	-3.0%	-1.9%	1.7%	3.7%	0.8%
集計世帯数	808	796	822	813	799	822

(※) 「集計世帯数」は月次の計数の年平均である（次ページ以降において同じ）。

●2人以上勤労者世帯の生活扶助相当支出の推移(※令和元年を100とした指数)



家計調査による消費支出の推移②

○ 家計調査では、水準検証のモデル世帯である夫婦子1人世帯（勤労者世帯）の消費支出を見ると、2人以上勤労者世帯と比較して対前年比の年収階級ごとのバラツキが大きくなっている。また、集計世帯数が少ないことに留意が必要。

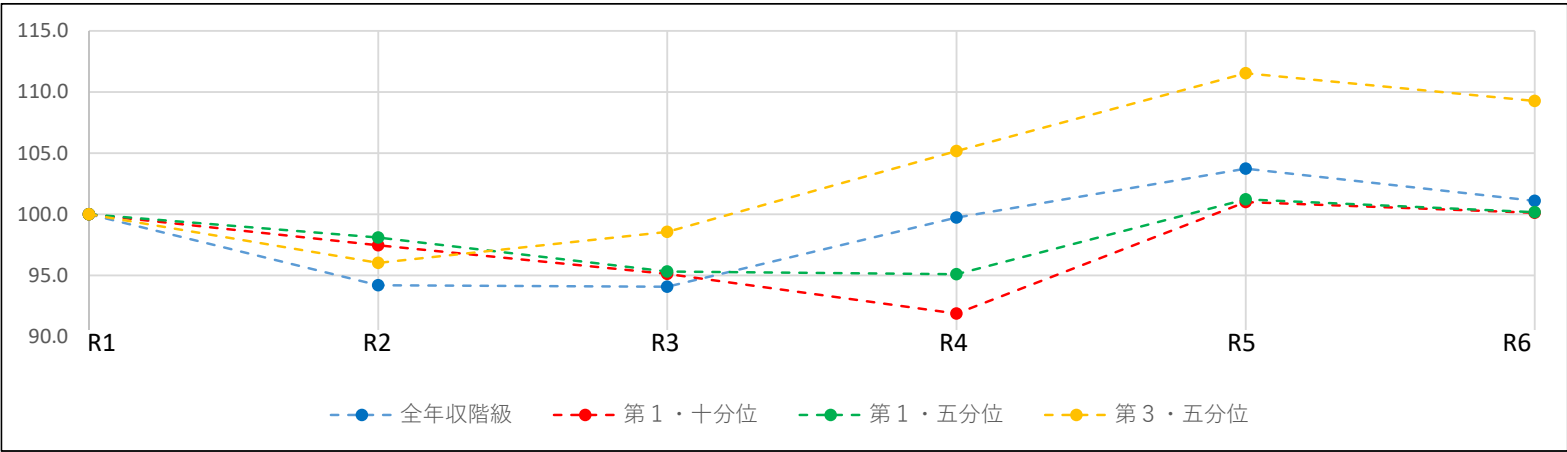
《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：全年収階級》						
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	322,641	299,086	303,447	319,110	327,305	318,868
指数	100.0	92.7	94.1	98.9	101.4	98.8
対前年比	-	-7.3%	1.5%	5.2%	2.6%	-2.6%
生活扶助相当支出（円）	237,585	223,767	223,513	236,959	246,472	240,221
指数	100.0	94.2	94.1	99.7	103.7	101.1
対前年比	-	-5.8%	-0.1%	6.0%	4.0%	-2.5%
集計世帯数	566	547	548	541	533	560

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：第1・五分位》						
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	238,967	231,131	223,419	220,407	238,000	224,666
指数	100.0	96.7	93.5	92.2	99.6	94.0
対前年比	-	-3.3%	-3.3%	-1.3%	8.0%	-5.6%
生活扶助相当支出（円）	168,703	165,505	160,818	160,429	170,755	168,985
指数	100.0	98.1	95.3	95.1	101.2	100.2
対前年比	-	-1.9%	-2.8%	-0.2%	6.4%	-1.0%
集計世帯数	119	111	111	113	116	110

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：第1・十分位》						
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	221,769	235,303	219,227	196,217	220,825	211,049
指数	100.0	106.1	98.9	88.5	99.6	95.2
対前年比	-	6.1%	-6.8%	-10.5%	12.5%	-4.4%
生活扶助相当支出（円）	161,900	157,775	153,985	148,734	163,541	162,092
指数	100.0	97.5	95.1	91.9	101.0	100.1
対前年比	-	-2.5%	-2.4%	-3.4%	10.0%	-0.9%
集計世帯数	56	61	56	54	60	57

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：第3・五分位》						
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出（円）	289,068	267,942	287,955	304,466	334,260	312,348
指数	100.0	92.7	99.6	105.3	115.6	108.1
対前年比	-	-7.3%	7.5%	5.7%	9.8%	-6.6%
生活扶助相当支出（円）	215,178	206,638	212,078	226,324	240,011	235,138
指数	100.0	96.0	98.6	105.2	111.5	109.3
対前年比	-	-4.0%	2.6%	6.7%	6.0%	-2.0%
集計世帯数	116	107	115	120	111	120

●夫婦子1人世帯(勤労者世帯)の生活扶助相当支出の推移(※令和元年を100とした指数)



資料：家計調査特別集計

家計調査による消費支出の推移③

○ 家計調査では、生活扶助相当支出の総額だけでなく、費目別の内訳など家計収支の状況を把握することができる。

《2人以上勤労者世帯 年収階級：全年収階級》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
集計世帯数	4,021	4,001	4,024	3,986	3,924	3,939
生活扶助相当支出（円）	243,976	232,135	231,205	241,537	241,440	246,732
指数	100.0	95.1	94.8	99.0	99.0	101.1
対前年比	-	-4.9%	-0.4%	4.5%	0.0%	2.2%
食料	-	0.5pt	-0.5pt	1.2pt	1.9pt	1.5pt
住居	-	0.0pt	0.0pt	0.0pt	0.0pt	0.0pt
光熱・水道	-	-0.1pt	-0.1pt	1.3pt	-0.4pt	-0.3pt
家具・家事用品	-	0.5pt	-0.3pt	0.2pt	-0.1pt	0.1pt
被服及び履物	-	-1.0pt	-0.1pt	0.4pt	0.0pt	0.1pt
保健医療	-	0.3pt	-0.2pt	0.1pt	0.0pt	0.0pt
交通・通信	-	-1.1pt	-0.1pt	0.0pt	0.0pt	-0.3pt
教育	-	0.0pt	0.1pt	0.0pt	-0.3pt	0.1pt
教養娯楽	-	-2.3pt	0.2pt	1.1pt	0.6pt	0.3pt
その他の消費支出	-	-1.7pt	0.6pt	0.1pt	-1.7pt	0.6pt
消費支出（円）	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755	325,137
非消費支出（円）	109,504	110,896	112,634	116,740	113,514	113,586
可処分所得（円）	476,645	498,639	492,681	500,914	494,668	522,569
平均消費性向	67.9%	61.3%	62.8%	64.0%	64.4%	62.2%
エンゲル係数	23.9%	26.0%	25.4%	25.1%	26.5%	27.1%

《2人以上勤労者世帯 年収階級：第1・十分位》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
集計世帯数	439	450	421	436	432	422
生活扶助相当支出（円）	160,871	156,730	154,534	162,125	163,960	170,674
指数	100.0	97.4	96.1	100.8	101.9	106.1
対前年比	-	-2.6%	-1.4%	4.9%	1.1%	4.1%
食料	-	-0.1pt	-0.6pt	1.3pt	1.5pt	1.5pt
住居	-	-0.1pt	0.0pt	0.2pt	-0.3pt	0.1pt
光熱・水道	-	-0.1pt	0.1pt	0.9pt	-0.2pt	0.6pt
家具・家事用品	-	0.2pt	0.3pt	-0.4pt	-0.4pt	1.0pt
被服及び履物	-	-0.6pt	0.1pt	0.2pt	0.1pt	0.1pt
保健医療	-	0.1pt	0.0pt	0.0pt	0.0pt	0.0pt
交通・通信	-	-0.4pt	0.0pt	-0.3pt	0.3pt	-0.3pt
教育	-	0.0pt	0.1pt	0.0pt	0.0pt	0.0pt
教養娯楽	-	-0.4pt	-0.2pt	0.4pt	0.7pt	0.1pt
その他の消費支出	-	-0.2pt	-0.7pt	0.9pt	-0.8pt	-0.2pt
消費支出（円）	213,050	211,104	211,313	216,995	212,338	217,674
非消費支出（円）	35,911	35,764	37,085	39,105	40,839	40,780
可処分所得（円）	252,378	262,159	257,717	261,200	261,405	276,992
平均消費性向	84.4%	80.5%	82.0%	83.1%	81.2%	78.6%
エンゲル係数	27.3%	27.8%	27.2%	27.6%	29.7%	30.7%

資料：家計調査特別集計

家計調査による消費支出の推移④

○ 家計調査では、生活扶助相当支出の総額だけでなく、費目別の内訳など家計収支の状況を把握することができる。

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：全年収階級》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
集計世帯数	566	547	548	541	533	560
生活扶助相当支出（円）	237,585	223,767	223,513	236,959	246,472	240,221
指数	100.0	94.2	94.1	99.7	103.7	101.1
対前年比	-	-5.8%	-0.1%	6.0%	4.0%	-2.5%
食料	-	0.3%pt	-0.7%pt	1.7%pt	2.8%pt	1.0%pt
住居	-	-0.1%pt	0.0%pt	0.0%pt	0.0%pt	-0.1%pt
光熱・水道	-	0.0%pt	0.0%pt	1.2%pt	-0.2%pt	-0.4%pt
家具・家事用品	-	0.3%pt	0.0%pt	0.2%pt	0.5%pt	-0.1%pt
被服及び履物	-	-1.0%pt	0.0%pt	0.0%pt	0.5%pt	-0.2%pt
保健医療	-	0.4%pt	-0.1%pt	0.1%pt	-0.1%pt	0.1%pt
交通・通信	-	-1.4%pt	-0.4%pt	0.3%pt	0.1%pt	-0.3%pt
教育	-	0.4%pt	-0.2%pt	0.2%pt	-0.2%pt	0.1%pt
教養娯楽	-	-2.7%pt	1.6%pt	0.1%pt	2.0%pt	-1.1%pt
その他の消費支出	-	-1.8%pt	-0.2%pt	2.1%pt	-1.3%pt	-1.7%pt
消費支出（円）	322,641	299,086	303,447	319,110	327,305	318,868
非消費支出（円）	119,309	119,247	121,923	126,355	124,075	122,373
可処分所得（円）	500,547	518,267	512,823	533,274	535,832	547,938
平均消費性向	64.5%	57.7%	59.2%	59.8%	61.1%	58.2%
エンゲル係数	22.4%	24.7%	23.9%	23.8%	25.0%	26.5%

《夫婦子1人世帯（勤労者世帯） 年収階級：第1・十分位》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
集計世帯数	56	61	56	54	60	57
生活扶助相当支出（円）	161,900	157,775	153,985	148,734	163,541	162,092
指数	100.0	97.5	95.1	91.9	101.0	100.1
対前年比	-	-2.5%	-2.4%	-3.4%	10.0%	-0.9%
食料	-	0.4%pt	0.7%pt	0.5%pt	1.0%pt	1.5%pt
住居	-	-1.0%pt	0.0%pt	0.1%pt	-0.1%pt	0.0%pt
光熱・水道	-	0.0%pt	0.2%pt	0.3%pt	0.0%pt	0.7%pt
家具・家事用品	-	2.0%pt	-0.8%pt	-0.5%pt	0.6%pt	0.3%pt
被服及び履物	-	-0.7%pt	0.5%pt	-0.3%pt	0.1%pt	0.4%pt
保健医療	-	0.5%pt	0.0%pt	-0.4%pt	-0.1%pt	0.0%pt
交通・通信	-	-0.5%pt	-0.6%pt	-0.8%pt	2.3%pt	-1.7%pt
教育	-	0.1%pt	-0.9%pt	0.2%pt	0.6%pt	-0.6%pt
教養娯楽	-	-0.1%pt	0.6%pt	-0.3%pt	1.4%pt	-1.0%pt
その他の消費支出	-	-2.5%pt	-1.3%pt	-1.1%pt	0.3%pt	-0.2%pt
消費支出（円）	221,769	235,303	219,227	196,217	220,825	211,049
非消費支出（円）	55,847	55,375	44,744	49,388	52,885	62,579
可処分所得（円）	312,649	321,592	290,990	309,191	311,701	360,390
平均消費性向	70.9%	73.2%	75.3%	63.5%	70.8%	58.6%
エンゲル係数	24.0%	23.7%	26.1%	29.8%	27.5%	30.5%

資料：家計調査特別集計

世帯消費動向指数（CTIミクロ）による消費動向

○ 世帯の消費動向を把握するための指標として、世帯消費動向指数（CTIミクロ）が、2018年1月以降公表されている。

世帯消費動向指数（CTIミクロ）の概要

- 世帯消費動向指数（CTIミクロ）は、我が国における世帯の消費支出の平均額の推移を示す指数である。
- 世帯消費に関する三調査（家計調査、家計消費状況調査及び家計消費単身モニター調査）を合成して得られた消費支出（平均月額）を元に、基準年を100とする指数を毎月作成している。世帯の種類（総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯）ごとに、消費の内訳別（10大費目別、財・サービス区分別）の指数を作成している。詳細な品目別や年収分位別の指数は公表されていないことに留意が必要。
- 総世帯及び二人以上の世帯の消費支出の推移には、世帯の人数や世帯員の年齢などの変化の影響が含まれることから、こうした世帯分布を調整（基準年の分布に固定）した「分布調整値」も作成している。

世帯消費動向指数（CTIミクロ）の動向

《総世帯・分布調整値》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出	105.4	100.0	100.8	104.0	107.2	109.7
生活扶助相当支出	—	100.0	100.0	103.9	107.8	110.0

《2人以上（勤労者）世帯・分布調整値》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出	105.1	100.0	100.7	102.9	104.9	107.1
生活扶助相当支出	—	100.0	99.7	102.6	105.6	107.2

《単身世帯》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費支出	105.5	100.0	103.6	106.8	111.5	114.5
生活扶助相当支出	—	100.0	102.7	107.4	111.8	114.9

※ 総世帯・2人以上（勤労者）世帯は調整系列（分布調整値）・原数値の指数。単身世帯は基本系列・原数値の指数。
生活扶助相当支出の指数は、消費支出の指数から住居、保健医療、教育を差し引き、令和2年を100とする指数に置き換えることで算出した。
なお、その他の消費支出の指数は、令和2年から算出しているため、生活扶助相当支出の指数は、令和2年以降の数値を表示している。

民間最終消費支出の動向

- 民間最終消費支出は、見通しの数値を把握することができるが、見通しと実績は乖離する傾向がある。
また、詳細な品目別や年収分位別の支出を把握することはできない。
- なお、民間最終消費支出の伸びは、昭和59年度以降、当該年度に想定される一般国民の消費動向に対応する見地から、毎年度の改定に当たって参照されていたが、平成15年に見通しと実績が乖離する傾向があるため、改定指標の在り方について検討が必要とされ、平成17年度以降、消費増税対応時を除き、民間最終消費支出の伸びを直接適用した改定は行っていない。

政府経済見通しの民間最終消費支出（名目）			※対前年度比			
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見通し	+2.2	+1.8	+4.0	+4.8	+3.2	+3.5
実績見込み	+1.2	▲6.0	+2.2	+5.6	+2.9	+3.1
実績	▲0.3	▲5.5	+2.7	+5.9	+2.4	-

報告書	抜 粋
H15.12.16 生活保護制度の在り方に関する専門委員会中間とりまとめ	3. 生活扶助基準の改定方式の在り方 ○ <u>昭和59年度以降</u>、生活扶助基準については、一般国民生活における消費水準との比較において相対的なものとして設定する観点から、<u>当該年度に想定される一般国民の消費動向に対応するよう、毎年度の政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とする改定方式が採られてきた。</u> ○ この改定方式については概ね妥当であると認められてきたが、最近の経済情勢はこの方式を採用した当時と異なることから、例えば5年間に一度の頻度で、生活扶助基準の水準について定期的に検証を行うことが必要である。 ○ また、定期的な検証を行うまでの<u>毎年の改定については、近年、民間最終消費支出の伸びの見通しがプラス 実績がマイナスとなるなど安定しておらず、また実績の確定も遅いため、これによる被保護世帯への影響が懸念されることから、改定の指標の在り方についても検討が必要</u>である。この場合、国民にとってわかりやすいものとする必要があるため、例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。 ○ なお、急激な経済変動があった場合には、機械的に改定率を設定するのではなく、最低生活水準確保の見地から別途対応することが必要である。

社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費動向①

○ 毎月の家計簿を調査する社会保障生計調査により生活保護受給世帯（２人以上世帯）の消費支出総額や費目別の消費構成を把握することができる。なお、調査世帯の抽出は無作為抽出ではないことと、調査対象自治体が２年毎に入れ替わることに留意が必要。

《２人以上世帯》

			消費支出 総額	生活扶助 相当支出	食料	住居	光熱・水 道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通 信	教育	教養娯楽	その他
令和５年度 (2023年)	金額	(円)	143,995	111,255	46,527	31,249	16,577	7,413	3,786	5,588	15,684	1,491	5,402	10,280
	割合	(%)	100.0%	77.3%	32.3%	21.7%	11.5%	5.1%	2.6%	3.9%	10.9%	1.0%	3.8%	7.1%
	対前年度比	(%)	-3.0%	-4.2%	-5.3%	3.7%	-8.8%	-4.0%	-8.8%	-4.4%	4.1%	-34.6%	-1.1%	-2.5%
令和４年度 (2022年)	金額	(円)	148,488	116,084	49,132	30,125	18,171	7,719	4,151	5,848	15,062	2,279	5,461	10,541
	割合	(%)	100.0%	78.2%	33.1%	20.3%	12.2%	5.2%	2.8%	3.9%	10.1%	1.5%	3.7%	7.1%
	対前年度比	(%)	-0.9%	-0.6%	3.1%	-2.3%	5.5%	-5.2%	-12.8%	-4.3%	-6.4%	0.7%	-7.5%	-3.4%
令和３年度 (2021年)	金額	(円)	149,877	116,778	47,639	30,836	17,222	8,139	4,759	6,111	16,088	2,263	5,902	10,916
	割合	(%)	100.0%	77.9%	31.8%	20.6%	11.5%	5.4%	3.2%	4.1%	10.7%	1.5%	3.9%	7.3%
	対前年度比	(%)	-2.3%	-2.5%	0.0%	-0.1%	3.4%	-14.5%	-6.5%	1.0%	2.4%	-15.4%	-11.6%	-12.7%
令和２年度 (2020年)	金額	(円)	153,365	119,828	47,622	30,861	16,654	9,523	5,092	6,053	15,706	2,676	6,675	12,502
	割合	(%)	100.0%	78.1%	31.1%	20.1%	10.9%	6.2%	3.3%	3.9%	10.2%	1.7%	4.4%	8.2%
	対前年度比	(%)	2.7%	3.1%	0.8%	2.2%	0.9%	23.8%	-6.9%	15.3%	1.0%	-8.9%	0.9%	4.7%
令和元年度 (2019年)	金額	(円)	149,397	116,278	47,247	30,182	16,507	7,691	5,472	5,251	15,556	2,937	6,613	11,940
	割合	(%)	100.0%	77.8%	31.6%	20.2%	11.0%	5.1%	3.7%	3.5%	10.4%	2.0%	4.4%	8.0%
	対前年度比	(%)	-1.4%	-0.5%	-1.1%	-5.5%	-2.4%	8.5%	2.7%	4.6%	-6.5%	6.9%	0.9%	3.5%
平成30年度 (2018年)	金額	(円)	151,528	116,843	47,761	31,939	16,916	7,086	5,328	5,018	16,640	2,746	6,557	11,537
	割合	(%)	100.0%	77.1%	31.5%	21.1%	11.2%	4.7%	3.5%	3.3%	11.0%	1.8%	4.3%	7.6%
	対前年度比	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「生活扶助相当支出」とは、「消費支出総額」から「住居」及び「教育」を控除した額。

	平均世帯 人員	集計世帯数（各年度12ヶ月の延べ世帯数）					
		総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
令和5(2023)年度	2.16	4,517	1,639	785	340	339	1,414
令和４(2022)年度	2.20	5,190	1,754	972	393	357	1,714
令和３(2021)年度	2.21	6,301	2,175	1,415	473	440	1,798
令和２(2020)年度	2.20	5,781	2,210	1,223	267	476	1,605
令和元(2019)年度	2.24	5,966	2,123	1,433	417	430	1,563

社会保障生計調査による生活保護受給世帯の消費動向②

○ 毎月の家計簿を調査する社会保障生計調査により生活保護受給世帯（単身世帯）の消費支出総額や費目別の消費構成を把握することができる。なお、調査世帯の抽出は無作為抽出ではないことと、調査対象自治体が2年毎に入れ替わることに留意が必要。

			消費支出 総額	生活扶助 相当支出	食料	住居	光熱・水 道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通 信	教育	教養娯楽	その他
令和5年度 (2023年)	金額	(円)	103,682	70,110	29,643	33,572	9,968	4,676	2,257	3,168	9,668	-	3,932	6,799
	割合	(%)	100.0%	67.6%	28.6%	32.4%	9.6%	4.5%	2.2%	3.1%	9.3%	-	3.8%	6.6%
	対前年度比	(%)	2.8%	0.2%	0.7%	8.7%	-10.4%	-1.7%	5.6%	-0.4%	14.3%	-	2.6%	-3.5%
令和4年度 (2022年)	金額	(円)	100,867	69,971	29,429	30,896	11,130	4,758	2,138	3,180	8,457	-	3,832	7,047
	割合	(%)	100.0%	69.4%	29.2%	30.6%	11.0%	4.7%	2.1%	3.2%	8.4%	-	3.8%	7.0%
	対前年度比	(%)	-2.1%	1.3%	1.0%	-9.1%	10.2%	2.9%	-14.7%	-5.5%	-1.2%	-	0.6%	1.2%
令和3年度 (2021年)	金額	(円)	103,057	69,083	29,148	33,974	10,103	4,625	2,506	3,364	8,564	-	3,808	6,965
	割合	(%)	100.0%	67.0%	28.3%	33.0%	9.8%	4.5%	2.4%	3.3%	8.3%	-	3.7%	6.8%
	対前年度比	(%)	1.9%	-1.1%	-1.1%	8.6%	5.7%	-10.9%	-6.2%	-6.6%	3.3%	-	-10.7%	2.5%
令和2年度 (2020年)	金額	(円)	101,123	69,833	29,464	31,290	9,561	5,189	2,673	3,603	8,287	-	4,262	6,794
	割合	(%)	100.0%	69.1%	29.1%	30.9%	9.5%	5.1%	2.6%	3.6%	8.2%	-	4.2%	6.7%
	対前年度比	(%)	1.8%	1.2%	0.0%	3.2%	-2.5%	19.5%	5.3%	10.8%	-2.6%	-	-3.2%	2.0%
令和元年度 (2019年)	金額	(円)	99,295	68,980	29,472	30,315	9,809	4,342	2,538	3,251	8,508	-	4,403	6,658
	割合	(%)	100.0%	69.5%	29.7%	30.5%	9.9%	4.4%	2.6%	3.3%	8.6%	-	4.4%	6.7%
	対前年度比	(%)	-1.3%	-2.4%	-4.3%	1.5%	-0.8%	1.7%	-8.7%	9.5%	10.7%	-	-6.7%	-12.3%
平成30年度 (2018年)	金額	(円)	100,574	70,696	30,801	29,878	9,886	4,271	2,778	2,970	7,684	-	4,719	7,588
	割合	(%)	100.0%	70.3%	30.6%	29.7%	9.8%	4.2%	2.8%	3.0%	7.6%	-	4.7%	7.5%
	対前年度比	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

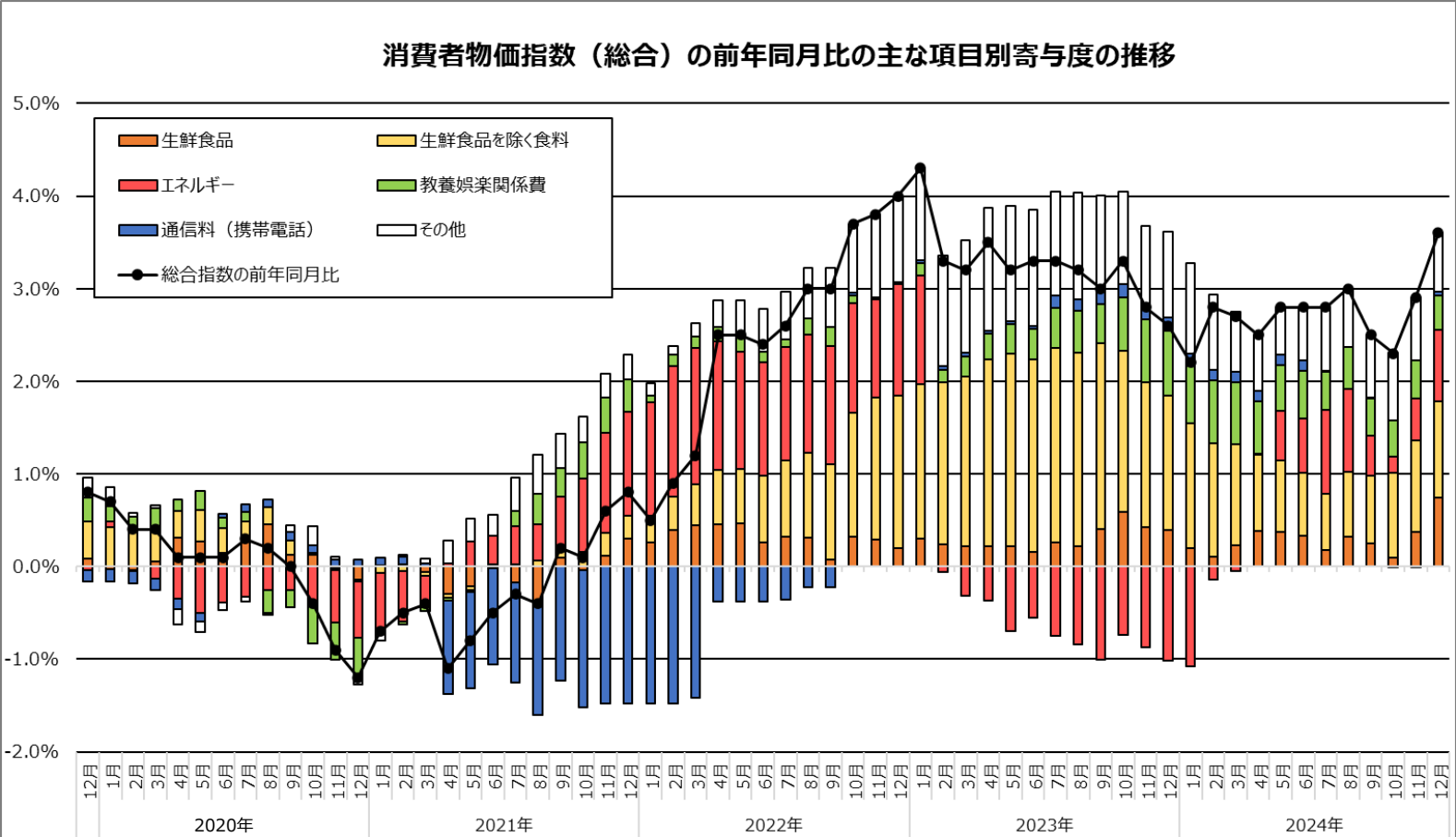
※「生活扶助相当支出」とは、「総額」から「住居」を控除した額。

	集計世帯数（各年度12ヶ月の延べ世帯数）					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
令和5(2023)年度	7,051	4,298	-	607	836	1,310
令和4(2022)年度	6,684	3,998	-	526	888	1,272
令和3(2021)年度	5,677	3,287	-	455	816	1,119
令和2(2020)年度	5,665	3,288	-	533	665	1,179
令和元(2019)年度	5,361	2,905	-	599	699	1,158

消費者物価指数の推移①

○ 消費者物価指数は、総合だけでなく、品目別の物価の推移を把握することが可能。

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
消費者物価指数（総合）	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5



（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに保護課にて作成。

（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、総合の前年同月比から生鮮食品など各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。「教養娯楽関係費」は、教養娯楽のほぼ全て（学習機などを除く）とR、バス、航空運賃などが含まれる。

消費者物価指数の推移②

○ 消費者物価指数の費目別の推移は以下のとおり。

《全体平均》

	総合	持家の 帰属家賃を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	基礎的支出	選択的支出
ウェイト	10,000	8,420	2,626	2,149	693	387	353	477	1,493	304	911	607	—	—
令和6(2024)年	108.5	110.0	117.8	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8	113.5	104.5
令和5(2023)年	105.6	106.6	112.9	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7	109.7	101.8
令和4(2022)年	102.3	102.7	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2	105.8	97.9
令和3(2021)年	99.8	99.7	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1	100.9	97.7
令和2(2020)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和元(2019)年	100.0	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1	99.5	100.9

※ 上記指数は年平均。以下同じ。

《勤労者世帯年間収入五分位別①:平均》

	総合	持家の 帰属家賃を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウェイト	10,000	8,613	2,492	1,963	632	383	380	400	1,694	496	931	629
令和6(2024)年	107.9	109.0	117.3	102.7	112.4	118.3	108.3	103.3	97.6	101.7	112.0	104.6
令和5(2023)年	105.1	105.9	112.6	102.0	108.1	113.8	105.7	101.6	95.9	102.1	106.9	103.6
令和4(2022)年	101.9	102.2	104.3	101.1	115.9	105.5	102.1	99.3	93.5	100.9	102.5	102.3
令和3(2021)年	99.6	99.5	100.0	100.5	101.1	101.6	100.5	99.5	95.0	100.0	101.5	101.2
令和2(2020)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和元(2019)年	100.3	100.4	98.7	99.5	102.4	97.8	98.9	99.6	100.3	109.3	100.3	104.1

消費者物価指数の推移②(続き)

○ 消費者物価指数について、勤労者世帯の年収五分位別の指数を把握することが可能。

《勤労者世帯年間収入五分位別②:第1・五分位》

	総合	持家の 帰属家賃を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウェイト	10,000	8,662	2,632	2,253	785	382	311	410	1,581	258	778	610
令和6(2024)年	108.0	109.1	117.8	103.1	112.8	118.3	108.1	103.8	95.7	101.0	110.7	104.8
令和5(2023)年	105.2	106.0	112.9	102.3	108.6	113.8	105.5	101.9	94.2	101.5	106.5	103.8
令和4(2022)年	102.0	102.3	104.4	101.2	115.9	105.4	101.9	99.3	91.9	100.6	102.4	102.7
令和3(2021)年	99.5	99.4	100.0	100.5	101.3	101.7	100.4	99.5	93.8	99.8	101.2	101.6
令和2(2020)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和元(2019)年	100.5	100.5	98.8	99.7	102.3	97.8	99.1	99.7	100.5	122.1	100.0	105.2

《勤労者世帯年間収入五分位別③:第3・五分位》

	総合	持家の 帰属家賃を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウェイト	10,000	8,573	2,530	1,956	642	376	368	398	1,748	392	938	652
令和6(2024)年	107.8	109.0	117.3	102.4	112.4	117.9	108.2	103.4	98.0	101.3	111.4	104.3
令和5(2023)年	105.1	105.9	112.6	101.8	108.0	113.7	105.6	101.6	96.2	101.7	106.7	103.5
令和4(2022)年	101.9	102.2	104.3	101.0	115.9	105.3	102.0	99.2	93.9	100.7	102.5	102.3
令和3(2021)年	99.6	99.5	100.0	100.5	101.1	101.5	100.4	99.5	95.2	99.9	101.3	101.3
令和2(2020)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和元(2019)年	100.3	100.4	98.7	99.5	102.4	97.8	98.9	99.6	100.4	110.7	99.9	104.3

賃金の推移(毎月勤労統計調査)

○ 毎月勤労統計調査による賃金の推移は以下のとおり。

《現金給与総額 調査産業計、事業所規模5人以上》

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
全労働者	101.2	100.0	100.3	102.3	103.5	109.2
前年比	－	▲1.2	+0.3	+2.0	+1.2	+2.8
一般労働者	101.8	100.0	100.5	102.8	104.6	108.5
前年比	－	▲1.7	+0.5	+2.3	+1.8	+3.2
パートタイム労働者	100.4	100.0	100.1	102.7	105.2	112.6
前年比	－	▲0.4	+0.1	+2.6	+2.4	+3.9

政府経済見通し等

- 令和7年度（2025年度）政府経済見通しの概要…… P 24
- 経済財政運営と改革の基本方針2025…… P 25
- 月例経済報告（令和7(2025)年9月29日内閣府）…… P 26

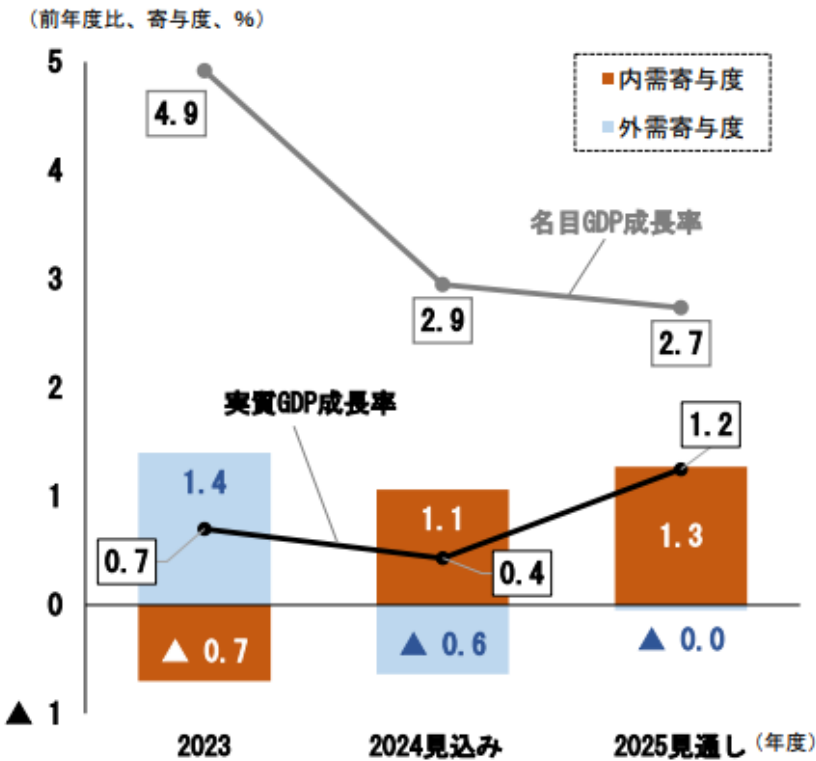
令和7年度(2025年度)政府経済見通しの概要

- 2024年度は、内需は堅調である一方、財輸出の鈍化とサービス輸入の増加により外需がマイナス寄与となり、実質成長率は0.4%程度、名目成長率は2.9%程度となる見込み。
- 2025年度は、物価上昇が落ち着く中、個人消費等の内需が増加し、実質成長率は1.2%程度、名目成長率は2.7%程度となる見込み。

経済見通し主要経済指標

	2023年度 実績	2024年度 実績見込み	2025年度 見通し
実質GDP	0.7	0.4	1.2
民間消費	▲0.4	0.8	1.3
民間企業設備	▲0.1	2.3	3.0
政府支出	▲0.7	1.0	0.0
政府最終消費支出	▲0.8	1.1	0.3
公的固定資本形成	▲0.3	1.0	▲1.0
内需寄与度	▲0.7	1.1	1.3
外需寄与度	1.4	▲0.6	▲0.0
名目GDP	4.9 595兆円	2.9 613兆円	2.7 629兆円
国民所得	6.9	3.4	2.2
雇用人報酬	1.9	3.8	2.8
財産所得	10.5	5.4	0.6
企業所得	23.3	1.7	0.8
消費者物価(総合)	3.0	2.5	2.0
完全失業率	2.6	2.5	2.4

経済成長の内訳



(出所) 内閣府ホームページ

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

(以下略)

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」270及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(7)「誰一人取り残されない社会」の実現

(共生・共助)

(中略)生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。

各論

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

「四半期別GDP速報」(2025年4-6月期2次速報)では、民間最終消費支出の実質値は前期比0.4%増となった。また、「消費動向指数(CTI)」(7月)では、総消費動向指数(CTIマクロ)の実質値は前月比0.0%増となった。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「消費動向指数(CTI)」(7月)では、世帯消費動向指数(CTIミクロ、総世帯)の実質値は前月比0.8%増となった。供給側の統計をみると、「商業動態統計」(7月)では、小売業販売額は前月比1.6%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、緩やかに持ち直している。また、消費者マインドは、持ち直しの動きがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。家電販売は、持ち直している。旅行は、おおむね横ばいとなっている。外食は、緩やかに増加している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直していくことが期待される。ただし、消費者マインドの動向に留意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ横ばいとなっている。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ横ばいとなっている。8月の国内企業物価は、前月比0.2%下落し、夏季電力料金調整後でも、前月比0.2%下落した。輸入物価(円ベース)は、おおむね横ばいとなっている。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、このところ上昇テンポが鈍化している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、上昇している。8月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.3%上昇した。前年比では連鎖基準で3.1%上昇し、固定基準で3.3%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」(いわゆる「コア」)は、このところ上昇テンポが緩やかになっている。8月は、前月比では連鎖基準で0.1%上昇し、固定基準で0.0%となった。なお、8月の「総合」は、前月比では連鎖基準で0.2%上昇し、固定基準で0.1%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」(二人以上の世帯)でみると、8月は、1年後の予想物価上昇率別に、2%未満が9.6%(前月8.7%)、2%以上から5%未満が34.0%(前月32.4%)、5%以上から10%未満が29.2%(前月29.5%)、10%以上が20.6%(前月21.8%)となった。

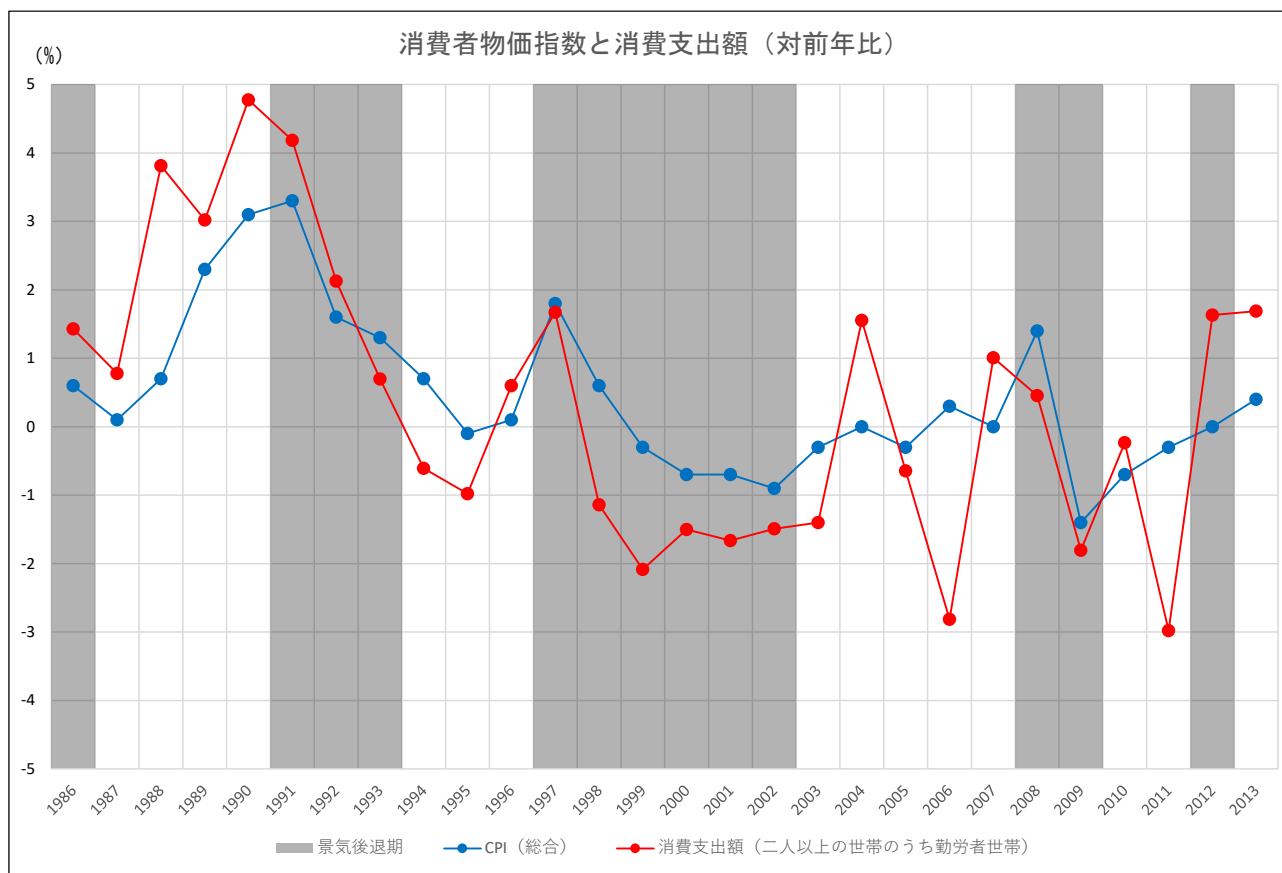
先行きについては、消費者物価(生鮮食品及びエネルギーを除く総合)は、当面、上昇していくことが見込まれる。

物価と最低限度の消費水準との関係に関する資料

- 物価と消費の長期的な推移の比較…… P 28
- 物価と消費との関係について…… P 29
- 実質家計消費支出の増減の要因について…… P 30

物価と消費の長期的な推移の比較

- これまでの景気後退期において、消費支出額は物価以上に減少しているケースが多くみられた。



※ 「景気後退期」は、内閣府経済社会総合研究所の景気基準日付による。

※ 消費支出額の「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」については、2000年以前は「二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）」の対前年比であり不連続が生じている。

物価と消費との関係について

- 物価は消費の構成要素の一つであるが、物価指数は価格の変化を測定することが目的であり、世帯の生活様式や嗜好の変化などに起因する購入商品の種類、品質、数量の変化に伴う生活費（消費）の変動を測定するものではない。
- 消費の増加率が物価上昇率を上回る場合、両者の差は生活水準の向上と見ることもできる。逆に、消費の減少率が物価下落率を下回る場合、両者の差は生活水準の低下と見ることもできる。

消費者物価指数に関するQ&A（総務省統計局ホームページより抜粋）

A-1 消費者物価指数とはどのようなものですか。

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものです。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

このように、消費者物価指数は純粋な価格の変化を測定することを目的とするため、世帯の生活様式や嗜好の変化などに起因する購入商品の種類、品質又は数量の変化に伴う生活費の変動を測定するものではないことに留意する必要があります。

消費者物価指数のしくみと見方（総務省統計局ホームページより抜粋）

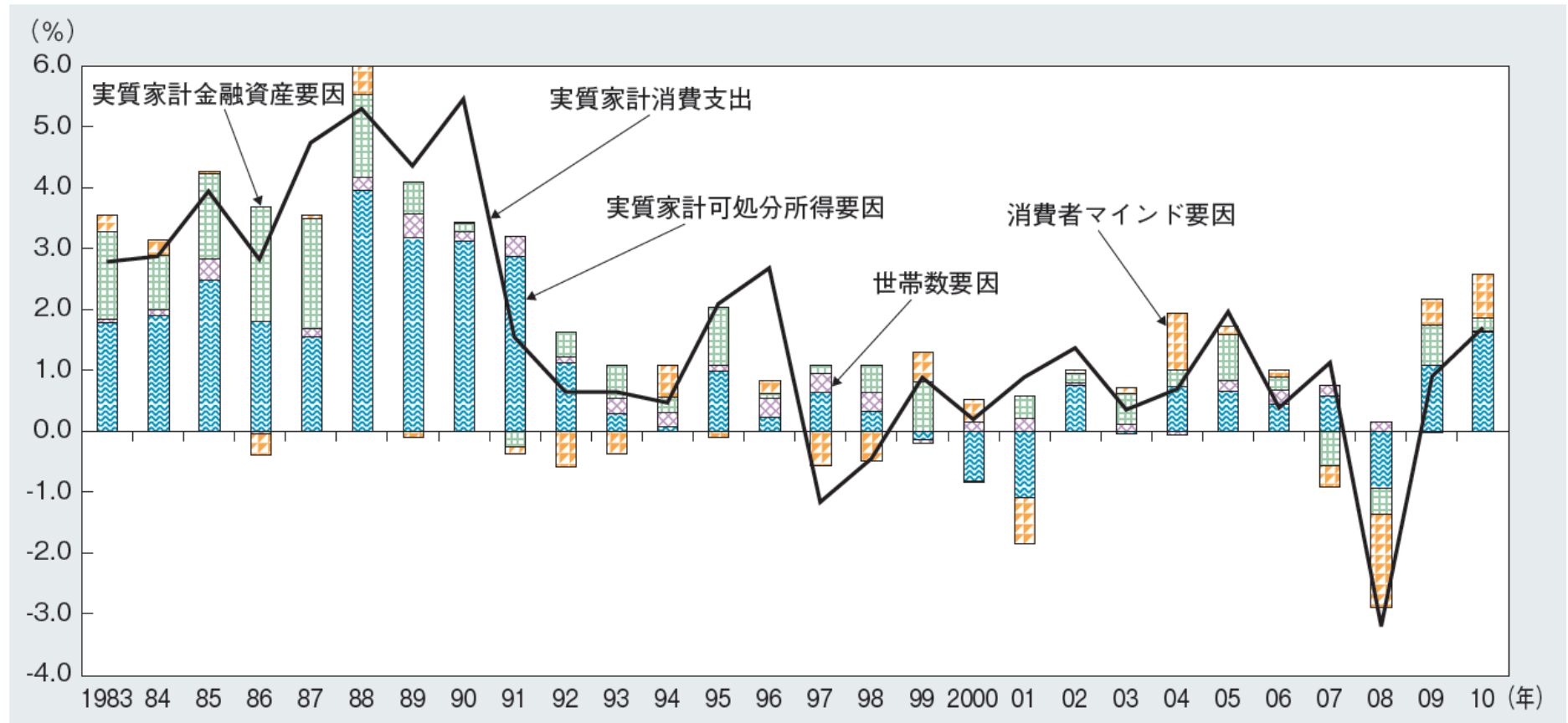
3 消費者物価指数の見方

物価の動きと生活費の動きは必ずしも一致しません。

去年の家計簿と今年の家計簿を比べて、去年は生活費が1か月30万円であったのに、今年は31万5千円、つまり5%多く掛かったとします。このようなとき、生活費がかさんだのは物価が5%上がったからだと考えがちです。生活費は物価が上がればもちろん増えますが、仮に物価が上がらなくても前より購入量が増えたり、高級な商品を買うようになったりしても増えます。これは生活水準の向上であって、物価の上昇と区別して考える必要があります。生活費が5%増加した場合、もしこの間に物価が1%上昇したとするなら、生活費の増加5%のうち1%は物価の影響ですが、残り4%（正確には105を101で割って3.96%）は生活水準が向上した影響ということになります。

(参考) 実質家計消費支出の増減の要因について

- 実質家計可処分所得は1991年までは家計消費を増加させる最大の要因となっていたが、92年以降は増加寄与が弱まっており、1999～2001年及び2008年は家計消費を減少させる要因となった。
- 消費者マインドは、大きな経済ショックの際に消費を押し下げる大きな要因となっている。



(出所) 厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」(第2-(2)-12図)より抜粋

(注) 内閣府「国民経済計算」「消費動向調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに、実質家計消費支出(除く帰属家賃)を実質家計可処分所得、世帯数、実質金融資産、消費者態度指数(原数値四半期、又は月次データを年平均に換算)で回帰した推計結果であり、家計調査に基づく消費支出の動向とは必ずしも一致しない。

その他の社会経済情勢として参考となる情報

- 公的年金・最低賃金の改定状況…… P 32
- 主要な物価高対応…… P 33
- 生活困窮者等への給付金…… P 34～35

その他参考指標（公的年金・最低賃金の改定状況）

- 公的年金や最低賃金の改定状況は以下のとおり。
- なお、公的年金や最低賃金は生活保護とは趣旨・目的などが異なることから、一概に比較することはできないことに留意が必要。

（参考１）公的年金の改定率

	令和元年度 (2019年度)	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)
改定率	+0.1%	+0.2%	▲0.1%	▲0.4%	+2.2% (67歳以下) +1.9% (68歳以上)	+2.7%	+1.9%
老齢基礎年金満額 (月額)	65,008円	65,141円	65,075円	64,816円	66,250円 (67歳以下) 66,050円 (68歳以上)	68,000円 (68歳以下) 67,808円 (69歳以上)	69,308円 (69歳以下) 69,108円 (70歳以上)

（参考２）最低賃金全国加重平均額

	令和元年度 (2019年度)	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)	令和７年度 (2025年度)
引上げ率	+3.1%	+0.1%	+3.1%	+3.3%	+4.5%	+5.1%	+6.0%
全国加重平均額	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円

主要な物価高対応について

○ 物価高対応の各種施策の内容は以下のとおり。

低所得世帯向け給付金



住民税非課税世帯について、
3万円/世帯
+子ども1人あたり2万円
5月にはほぼ全自治体で
支給開始

地域の実情に応じた対応



重点支援地方交付金6,000億円
令和7年度予備費で1,000億円
を積み増し
地方自治体が、地域の実情に応じて、
様々な物価高対策に取り組む
ことができるよう交付金を交付

所得税の減税



所得税の減税により
**1人2～4万円の
税負担減**

1人2万円以上の税負担減
12月の年末調整から5,600万人
が対象の基礎控除等の見直し
課税最低限を160万円に引き上げ

高校無償化



公私を問わず、所得を問わず、
11.88万円/人を支援
私立については今後さらに拡充

政府備蓄米の売渡し



米の円滑な流通の確保を図るため、
政府備蓄米の売渡しを実施
売渡し済みの31万トンに加え、
5月以降、随意契約により28万トン
を売渡し

ガソリン等の価格の抑制



ガソリン価格は、5/22から定額
10円/Lの価格引下げ措置を実施

電気・ガス料金の支援



電気・ガス料金は、7～9月に支援

標準的なご家庭で3ヶ月で
3,000円程度料金引下げ

育休給付の拡充



両親ともに育休取得で
一定期間手取り10割相当

生活困窮者等への給付金について

- 現下の厳しい状況における生活困窮者等への支援として、生活保護受給者を含めて、各種給付金が支給されている。
- 生活保護制度では、これらの給付金の趣旨・目的に鑑み、最低生活費の算定に当たって、収入認定から当該給付金を除外する取扱いを通知で示している。

給付金	支給額	支給対象	生活保護の対応
○子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付) [実施時期：令和3（2021）年度～4（2022）年度] ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（11月26日） ・令和3年度第1次補正予算（12月20日成立）	児童1人あたり 10万円相当 (金銭給付又は 金銭給付とクー ポン給付)	一定年収以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの児童を養育する者等（児童手当受給者等）	収入として認定しない
○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 [実施時期：令和3（2021）年度～4（2022）年度] ・令和3年度第1次補正予算（12月20日成立） ・令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費（3月25日）	1世帯あたり 10万円	住民税均等割が非課税である世帯等 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（低所得のひとり親世帯） [実施時期：令和4（2022）年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（4月28日）	児童1人あたり 5万円	児童扶養手当受給者等 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他低所得の子育て世帯） [実施時期：令和4（2022）年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（4月28日）	児童1人あたり 5万円	その他の住民税均等割が非課税である児童を養育する世帯の者等 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない
○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援地方交付金により支給される給付金 [実施時期：令和4（2022）年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（4月28日）	1世帯あたり 5万円	住民税均等割が非課税である世帯等 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない

給付金	支給額	支給対象	生活保護の対応
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯) [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(令和5年3月28日予備費使用の閣議決定)	児童1人あたり 5万円	児童扶養手当受給者等 ※食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他低所得の子育て世帯) [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(令和5年3月28日予備費使用の閣議決定)	児童1人あたり 5万円	その他の住民税均等割が非課税である児童を養育する世帯の者等 ※食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯を含む。	収入として認定しない
○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援地方交付金により支給される給付金 [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(令和5年3月28日予備費使用の閣議決定)	1世帯あたり 3万円	住民税均等割が非課税である世帯等	収入として認定しない
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により支給される給付金 [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和5年度補正予算(令和5年11月29日成立)	1世帯あたり 7万円	住民税均等割が非課税である世帯等	収入として認定しない
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により支給される給付金における「こども加算」 [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費(令和5年12月22日予備費使用の閣議決定)	児童1人あたり 5万円	住民税均等割が非課税である世帯等	収入として認定しない
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により支給される給付金における「新たに住民税非課税となる世帯への給付」等 [実施時期: 令和5(2023)年度] ・令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費(令和5年12月22日予備費使用の閣議決定)	1世帯あたり 10万円	住民税均等割のみ課税がなされる世帯及び新たに住民税均等割が非課税となる世帯等	収入として認定しない
○物価高騰対策重点支援地方交付金(低所得世帯) [実施時期: 令和6(2024)年度] ・令和6年度補正予算(令和6年12月17日成立)	・1世帯あたり 3万円 等	住民税均等割が非課税である世帯等	収入として認定しない